

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

通知預金は、この規定書の各条文によりお取扱いたしますので、ぜひ一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

通知預金規定

1. (預け入れの最低金額)

この預金の預け入れは 1 口 50,000 円以上とします。

2. (預金の支払時期等)

(1) 第 7 条第 4 項、第 5 項による場合を除き、この預金は、預入日から 7 日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、解約する日の 2 日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入れた店舗で返却します。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。ただし、利率は金融情勢の変化により変更します。なお、この預金について、前記利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、この利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は 10,000 円とします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 7 条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 7 条第 5 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引等の制限)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 1 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(4) 第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 第 1 項から第 4 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 4 項の取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。証書扱の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

(3) 前 2 項の解約の手続に関して、当行は、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。

(4) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第 13 条第 1 項に違反した場合

③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 6 条第 1 項で定める各種確認や提出された資料が偽りであると認められる場合。

⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。

⑥ 第 6 条第 1 項から第 3 項に定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合。

⑦ 第 1 号から第 6 号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。

- (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (6) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
- (7) この預金のすべてを解約したのち1年間、新たな預金の預け入れがないときには、この取引を解約することがあります。
- (8) 以下①および②のうちいずれか後の日から10年間、利息決算以外の入出金がない場合には、この預金口座にかかる取引は終了します。ただし、当行所定の場合にはこの限りではありません。また、法令に基づく場合には、当行はこの預金口座を解約できるものとします。
- ① 最も後に預入された預金の受入日
 - ② すでに支払われた預金の最後の支払日

8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等)

- (1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳(証書)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または通帳(証書)の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

- (1) 証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。例えば、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者は、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
- (2) 第7条第2項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましょう。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (盗難通帳(証書)による払戻し)

- (1) 盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者(ただし、本条においては個人のみを対象とします。)は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳(証書)の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を前項本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳(証書)が盗取された日(通帳(証書)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳（証書）の盗取が、戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、据置期間経過前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序を指定のうえ、通帳（証書）はただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.（明細表の保管）

この預金について通帳の発行を省略し、預金の取引明細を当行が作成する通知預金明細表に記載して交付した場合は、「通知預金取引明細帳」に同じ込んで保管してください。

16.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- ① 払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りです。）
- ③ 預金者等から、この預金について休眠預金等活用法第3条第4項に規定する情報の提供の求めがあったこと（この預金が同条第1項にもとづく公告の対象となっている場合に限りです。）
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 前条（「休眠預金等活用法に係る異動事由」）に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合は当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ② この預金が、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む）の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - ③ 法令、または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができる場合に限りです。） 当該入出金が行われた日または当該入出金が行われないことが確定した日

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払いを受けることができます。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上